

平成 27 年度 (2015 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

刑 法

A 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。

平成 27 年度（2015 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	刑	法
------	---	---

被告人 X は、昭和 49 年 5 月以来、4 期連続して栃木県今市市選挙区選出の県会議員の地位にあって、同市市長 A とともに同市内において有力な政治勢力を形成していた。

だが、A の政治姿勢がワンマンであり、市政を私物化しているなどとの批判が高まり、同 58 年施行の県議選において同選挙区から A の娘婿が立候補して X と争うこととなったことなどを契機に、X と A とは、同市を二分して対立を深めていった。

そこで、X は、A の市長選 4 選阻止を決意するに至り、また、X の後援会においても、同人が同 61 年の市長選に出馬すべきであるとの声が高まったことから、同 60 年 7 月 26 日の県議会副議長就任祝賀会実行委員会慰労会において、市長選出馬を表明したところ、翌日の新聞に、前記会合において X が市長選出馬を表明したとの趣旨の記事が掲載された。

ところで、今市市内の建設業者は、A と X との政治的対立を受けて色分けされ、市長として今市市発注工事の指名業者の選定等に強大な権限を有していた A は、A 派の建設業者を優遇し、反対派の業者を冷遇するとの風評があった。F 建設株式会社（以下「F 社」という。）は、代表取締役社長 P が X の従兄弟であることから、X 派であると目されており、同 60 年に入って事実上の市長選挙戦が激しくなると、A 派と目されている競争業者 G 社と調整しながら市発注工事を受注することが一層困難になるばかりでなく、場合によっては入札業者の指名から外されるおそれがあると危惧していた。

X は、同 60 年 8 月初旬頃、F 社役員室を訪れたが、その際、同社役員 L 及び同社代表取締役副社長 M から、「選挙情勢はどうですか。選挙資金は F 社で 3,000 万円を用意しますので、G 社から援助を受けないでください。選挙資金のお世話は F 社でしますから、市長になったら恩返ししてください。」との申出を受け、「分かりました。」と答え、3,000 万円の選挙資金援助を受けることを約束し、これに基づき、同 60 年 8 月 21 日から翌 61 年 2 月の間、4 回にわたり、F 社本店及び X 方において、L 及び M から、現金合計 2,835 万円を収受した。X は、前記現金を後援会活動や選挙資金に費消し、市長選当選時点での残金約 700 万円を妻名義の一時払い養老保険の加入に充当した。

X は、昭和 61 年 4 月 6 日、同市長選に立候補し、同月 13 日、A に対して約 7,000 票の差をつけて当選し、同年 5 月 8 日同市長に就任した。X は、市長就任後、中学校校舎等増改築工事の発注方式を F 社の要望どおりに変更させたり、G 社及び県外の大手業社を指名から外すよう指示したり、前記工事の入札予定価格の上 3 桁を L に教示したりするなどの便宜を図った。その結果、F 社は、同工事を落札した。

以上の事実に基づき、宇都宮地裁（平成5年10月6日）及び控訴審である東京高裁（平成7年10月11日）は、被告人Xに対して、事前収賄罪（刑法197条2項）の成立を認めた。ここで宇都宮地裁等によって採られていると考えられる論理を説明した後、弁護人の立場から、これに対する反論を述べなさい。